

公共測量作業規程の改定に関する検討作業（第2年次）

実施期間 平成18年度～平成19年度
企画部測量指導課 佐藤 敏朗 田村 孝
井上 武久

1. はじめに

国土交通省公共測量作業規程は、測量法第33条第1項に基づき国土交通省が実施する公共測量の作業方法を定めたものである。本規程は、平成8年にGPS測量等の新技術の採用、平成14年に世界測地系への移行等の改定を行ってきたが、この間に①近年の新しい測量技術の実用化、②GIS関連分野の国際標準化、製品仕様による規定（プロダクト規定）への対応、③「地理空間情報活用推進基本法」への対応等社会の技術動向を的確に反映することが求められている。

本検討作業は、上記に対応した公共測量作業規程にするための改定の検討を行うもので、平成18年度に引き続き実施するものである。

2. 作業内容

本検討作業は、前年度に公共測量作業規程の改定一次案が作成されたことから、一次案を基に具体的な改定条文案の作成のための検討及びそれに付随する作業規程標準様式集等の改定について検討を行うものである。

作業内容は、以下のとおりである。

(1) 作業規程の改定に関する検討委員会等の設置及び運営

本検討作業を円滑かつ効率的に実施するため、学識経験者、国土交通省の測量業務担当者、測量作業に関係する業団体の専門家及び国土地理院の担当者からなる委員会及び幹事会、また、検討課題別に5ワーキンググループ（以下WGという。）、総括WG、基準点測量WG、地形測量WG、基盤地図情報WG、応用測量WGを設置し、具体的な検討を実施した。

(2) 作業規程の改定の方針及び改定案作成のための作業

- ①改定一次案を基に、委員会、幹事会、各専門WGでの検討を行い、改定の基本方針を作成した。
- ②基本方針に基づいて、目次、構成の見直し等を行い、最終的に改定条文案を作成した。

3. 主な改定事項案

主な改定事項案は、以下のとおりである。

(1) 新しい測量技術への対応に関する事項

①新技術関連の公共測量作業マニュアルの内容を反映

これまで国土地理院で作成した新技術関連の公共測量作業マニュアルを見直し、その内容を反映する。

②新しい測量技術等規程に定めのない測量作業への対応を規定

新しい技術で測量作業を実施するときは、測量計画機関は、使用する資料、機器、測量方法等により精度を確保できることを、測量作業機関から検証結果等に基づき確認するものとする。確認にあたっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求める。

(2) 電子納品への対応, 測量成果の電子化への対応に関する事項

①成果を電子納品とする旨規定

測量作業機関は, 成果を, 電子納品要領に基づき電子データで提出する.

②地形測量の定義を変更

現行の定義「地形図又は平面図を作成する作業」を「数値地形図データ等を作成する作業」に変更する.

(3) 地理情報標準への対応に関する事項

①製品仕様書の作成を規定

測量計画機関は, 測量成果のデータの設計(取得項目, 属性等)を仕様書として作成する.

②その他の地理情報標準への対応を規定

測量計画機関は, 測量成果の満たすべき品質の設定, データフォーマットの定義, メタデータの作成等の作業を明示する.

(4) 基盤地図情報整備の促進

公共測量で得られる測量成果は, 基盤地図情報の項目に該当するものが多く, 作業規程に基づき実施して得られた成果が基盤地図情報の基準を満足するために必要となる規定を追加する.

(5) その他の事項

①応用測量における標杭の材質を変更

用地境界杭等の材質として, プラスチック杭を使用できるようにする.

②測量標等における IC タグ設置を規定

測量標に IC タグを設置することができることとし, 方法を明示する.

③地形測量編の大幅な見直し

- ・空中写真測量においては, 数値地形図データ取得の工程を集約して規定する.
- ・地形測量の図式については, 数値地形図データの出力図を作成する際の規則として位置づける.
すなわち, 地形測量の正の成果は数値地形図データであり, 図式というルールで視覚的に表現されるものを出力図という位置づけとする.

4. 結論

本検討作業において, 公共測量作業規程の改定条文案を作成するとともに, 付随する作業規程標準様式集等の改定案を作成し, この改定案を基に国土交通省公共測量作業規程は, 平成 20 年 3 月 31 日に変更された.

今回の改定により, 測量成果のデジタル化を通じた流通・共有化の促進, デジタル技術を活用した測量技術の適切な発展等に寄与できるものと期待される.